

郡山市芸術文化に関する全国大会等参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の芸術文化の向上を図るため、音楽、演劇その他の芸術文化に関する実演を伴う全国規模の大会に参加する団体（以下「参加団体」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 補助の対象団体は、市内に住所を置く団体とする。

(補助の対象となる大会)

第3条 補助の対象となる大会は、次に掲げる大会とする

- (1) NHK全国学校音楽コンクール全国コンクール
- (2) 国民文化祭
- (3) 社団法人全日本合唱連盟主催の少年少女合唱祭全国大会
- (4) 社団法人全日本合唱連盟主催の全日本合唱コンクール全国大会
- (5) 全国高等学校演劇大会
- (6) 社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本吹奏楽コンクール全国大会
- (7) 日本マーチングバンド・バトントワーリング協会主催の全国大会

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、市長が認める全国規模の大会を補助の対象とする。

- (1) 国内外の政府又は地方公共団体等の公的機関からの招へいに基づき開催される大会
- (2) 競技・競演の実演選抜により県代表の資格又はそれに準ずる資格を有するものが参加する大会

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、参加団体の当該参加に要する旅費及び宿泊費（以下「対象経費」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が別に定める要綱等により、現に当該経費の一部を負担し、又は補助している場合は、補助の対象としない。

3 補助金の額は、予算の範囲内において対象経費の額（主催者が旅費又は宿泊費の一部を負担する場合は、当該負担する額を控除した後の額）の3分の1以内で、競技、競演の実演選抜を経て参加する場合は300,000円、招待又は推薦により参加する場合は100,000円を限度とする。ただし、同一会計年度に同一団体が受ける補助金の額は400,000円を限度とする。

4 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする参加団体は、規則第4条に規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 参加団体の略歴
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 大会開催概要

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた参加団体は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により参加団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。